

社会保険労務士法人 D・プロデュースが毎月お送りして
います

ブログも更新中！是非ご覧ください！

<http://d-produce.net/>

Facebook <https://www.facebook.com/d.produce>

平成 28 年 9 月号

Dプロニュース

ご連絡先： 〒231-0012

神奈川県横浜市中区相生町 1-15 第二東商ビル 6F

TEL:045-226-5482 FAX:045-226-5483

E-Mail: info@d-produce.com

HP: <http://www.d-produce.com>



人手不足が進む介護事業所における 職員の不満の内容は？

◆介護職員も家族の介護に追われている

8月上旬に公益財団法人介護労働安定センターが公表した平成27年度「介護労働実態調査」により、両親ら家族の介護のために離職した従業員がいた介護事業所が約4分の1に上ることがわかりました。

調査は昨年10月、介護に関わる1万7,643事業所と介護現場で働く5万2,929人を対象に実施され、事業所の51%、従業員の41.3%が回答しました。

◆事業所の回答では「従業員不足」が6割超

事業所へのアンケートでは、従業員が不足していると回答したのは61.3%で、前年より2%増えました。

その原因は「採用が困難」が70.8%でトップ、さらにその理由として多かったのが「賃金が低い」(57.4%)、「仕事がきつい」(48.3%)、「社会的評価が低い」(40.8%)の順でした。

労働者の平均賃金(月給の者)は21万7,753円で、前年より2,676円のアップとなりました。

また、「過去3年間に介護を理由に退職した従業員がいた」と答えた事業所は23.5%に上り、介護事業所においても「介護離職」が進んでいる現状が明らかになっています

◆従業員の不満は「人手が足りない」「賃金が低い」が多数

従業員に対する調査では、仕事を選んだ理由として「働きがいのある仕事だから」が52.2%(前年比マイナス0.4%)、「資格・技能が活かせるから」が35.8%(同マイナス0.4%)でした。

労働条件等に対する不満では、「人手が足りない」が前年より2.6%増えて50.9%で最も多く、次いで「仕事内容の割に賃金が低い」が42.3%、「有給休暇が取りにくい」が34.6%と、介護労働の現状を如実に示す数字となりました。

一方、仕事や勤務先に対する希望では「今の仕事を続けたい」が65.5%、「今の勤務先で働き続けたい」が57.5%という結果でした。

◆政府の取組みは？

政府は、「一億総活躍プラン」の中で「介護離職ゼロ」に向けた取組みとして、介護人材の処遇改善や人材育成、介護休業の取得促進などを掲げていますが、上記の調査実態からも、より具体的で明確な対策が求められると言えるでしょう。

平成27年度「過労死等の労災補償状況」 が公表されました

◆過労死等の労災請求件数が増加

厚生労働省から2015年度の「過労死等の労災補償状況」が公表されました。

脳・心臓疾患の労災請求件数は795件(前年度比32件増)、業務上と認定された支給決定件

数は 251 件(同 26 件減)で、このうち死亡件数は 96 件(同 25 件減)となりました。

なお、ここで言う「過労死等」とは、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害」と定義されています(過労死等防止対策推進法第 2 条)。

◆精神障害の労災請求件数も増加

また、精神障害の労災認定については、請求件数は 1,515 件(前年度比 59 件増)となり、このうち自殺件数(未遂を含む)は 199 件(同 14 件減)でした。

支給決定件数は 472 件(同 25 件減)となり、このうち未遂を含む自殺の件数は 93 件(同 6 件減)でした。

◆「時間外労働 80 時間」で立入調査の対象に

過労死等の労災認定については、「死亡・発症前における長時間労働の有無」が判断材料の 1 つとなります。

脳・心臓疾患については、発症前 1 カ月間におおむね 100 時間の時間外労働があると業務災害であると判断されやすくなります。また、精神障害については、発病直前の 1 カ月におおむね 160 時間の時間外労働があると業務による心理的負荷が「強」と判断され、業務災害であると判断されやすくなります。

労災認定についてはこの他にも細かい基準はありますが、長時間労働が長ければ長いほど「業務上である」と判断されやすくなると考えてよいでしょう。

なお、今年度から、労働基準監督署が企業に立入調査に入る際の基準が引き下げられました。これまでは「100 時間」の時間外労働が基準でしたが、これが「80 時間」に引き下げられており、対象が大幅に拡大されています。

◆長時間労働のリスク

長時間労働は従業員も会社も疲弊させてしまい、どちらにとっても好ましくない結果につながるリスクが増大します。

恒常的に長時間労働となっていると問題解決の視点が見えにくくなりますので、早期の改善が必要です。

厚労省調査結果にみる「労使間の交渉」の実態

◆「労使間の交渉等に関する実態調査」について

本調査は、労働組合と使用者(または使用者団体)の間で行われる団体交渉、労働争議および労働協約の締結等の実態を明らかにすることを目的として行われるものです。

昭和 58 年から実施されており、平成 25 年からの見直しに伴い平成 27 年は従来の「労働組合実態調査」、「労働組合活動実態調査」、「労働協約等実態調査」および「団体交渉と労働争議に関する実態調査」を再編したものとなりました。

本調査結果は、約 5,200 労働組合に対して実施し、約 3,200 労働組合から得た有効回答をまとめたものです。

◆団体交渉の状況

過去 3 年間(平成 24 年 7 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日)に使用者側との間で行われた団体交渉の状況は、「行った」が 67.8%、「行わなかった」が 32.2%となっています。

このうち「行った」と回答する割合は企業規模が小さい労働組合のほうが高く、「5,000 人以上」が 45.2%、「1,000～4,999 人」が 59.8%に対し、「500～999 人」が 79.9%、「300～499 人」が 78.3%、「100～299 人」が 84.4%、「30～99 人」が 78.4%となっています。

◆労使間の交渉状況

過去 3 年間に「何らかの労使間の交渉があった」事項は、「賃金・退職給付に関する事項」(83.5%)、「労働時間・休日・休暇に関する事項」

(70.9%)、「雇用・人事に関する事項」(62.6%)、「職場環境に関する事項」(52.1%)の順に高くなっています。

また、上記のうち「使用者側と話し合いが持たれた」事項をみると、「所定外・休日労働」が 98.1%、「賃金制度」が 97.4%、「所定内労働時間」が 96.7%、「賃金額」が 96.1%となっています。

さらに、その結果、「労働協約の改定がなされた又は新たに労働協約の規定が設けられた」とする割合を事項別にみると、「育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度」が 29.7%、「賃金制度」が 24.7%、「賃金額」が 23.0%、「休日・休暇」が 23.0%という結果です。

◆正社員以外の労働者に関する状況

正社員以外の労働者の「組合加入資格がある」割合は、平成 25 年と比較すると、派遣労働者を除いていずれも増えており、「パートタイム労働者」35.6%、「有期契約労働者」39.9%、「派遣労働者」11.1%、「嘱託労働者」34.0%となっています。

実際に正社員以外の労働者の組合員がいる割合も派遣労働者以外は 4%前後増えています。

9 月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

30 日

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]

編集後記

おはようございます。社会保険労務士法人 D・プロデュースの田中です。

まだまだ暑い日が続いておりますが、気が付けば 9 月、今年も暑い夏を無事乗り切れたとホッとしています。

この夏はオリンピックという大イベントで、皆様思い思いの競技で盛り上がったかと思えます。私は陸上のリレーをたまたまリアルタイムで見て盛り上がりました。そして、アトランタオリンピックの時もリレーで盛り上がったことを思い出しました。

4×400 リレーですが入賞し、やはりバトンパスの技術とチームワークが注目されていたように思います。これまでバトンパスの技術を積み上げ継承し、チームワークを大事にし、北京で銅、今回は銀、となると次に金を期待してしまいます。

その他にも、体操や卓球、柔道など、チームワークのよさが伝えられていました。チームワークが良いって、何となく日本らしくていいなあと思ってしまいます。

4 年後、この大イベントが東京で行われるのがとても楽しみです。是非、競技場で観戦したいですし、何らかの形で携わりたいと思いました。